

オーストリアのティロール州における ソフト・ツーリズムと Ruhegebiet (静かな保養地域)

横 山 秀 司

1. はじめに

戦後復興をほぼ終えた1950年代から、オーストリアのアルプス地域は、ドイツを中心とした中・北欧の国からやってくる一般大衆の休暇旅行の目的地となり、山麓の保養地では、宿泊者数の右肩上がりの増大が1970年代まで続いた。また冬期のスキーを目的とした保養者数も1960年代から急増した。スキー場が多く立地したティロール州では、80年代中頃には冬半期の延べ宿泊者数が夏半期を上回るようにもなった。このような観光・保養者の増大は、宿泊施設の他、スキーコース、ロープウェー、リフト、道路、駐車場などのインフラストラクチャーの拡充・整備を伴うことは言うまでもない。それは、農地や森林、高山の草地・放牧地からそれらへの転用であり、そのため一部では自然環境や景観の破壊が生じたところもあった。また、観光・保養者の増大は道路の混雑、ゴミ・下水処理などの環境問題も引き起こした。スキーシーズンには、特に週末のスキー客とも重なり、道路の渋滞、スキー場の混雑などが大きな問題となった。

このようなアルプスにおける技術中心の観光開発、あるいはマス・ツーリズム（大衆・大量観光）による環境・景観の悪化に対する批判が、1970年代中頃からみられるようになり、1980年代に入ると観光開発の規制や道路の通行制限などを実施するところも出てきた。またマス・ツーリズムに

対して環境に負荷を与えることの少ないソフト・ツーリズム（環境に優しい観光）、あるいはオルタナティブ・ツーリズム（もう一つの観光）などの観光スタイルも生まれた。ティロール州では、これまでの自然保護地域、景観保全地域に加えて、スキー場・道路建設など禁じ、静かな環境を保全する事を目的とした Ruhegebiet の地域指定も始まった。

本稿では、オーストリアのティロール州の観光の実態を概観し、次いでソフト・ツーリズムの概念などについて触れる。さらにティロール州における Ruhegebiet の導入の意義、そして Ruhegebiet の地域指定がなされているツィラータール（Zillertal）の現状などについて論じる。

2. オーストリア・ティロール州における観光と地域変化

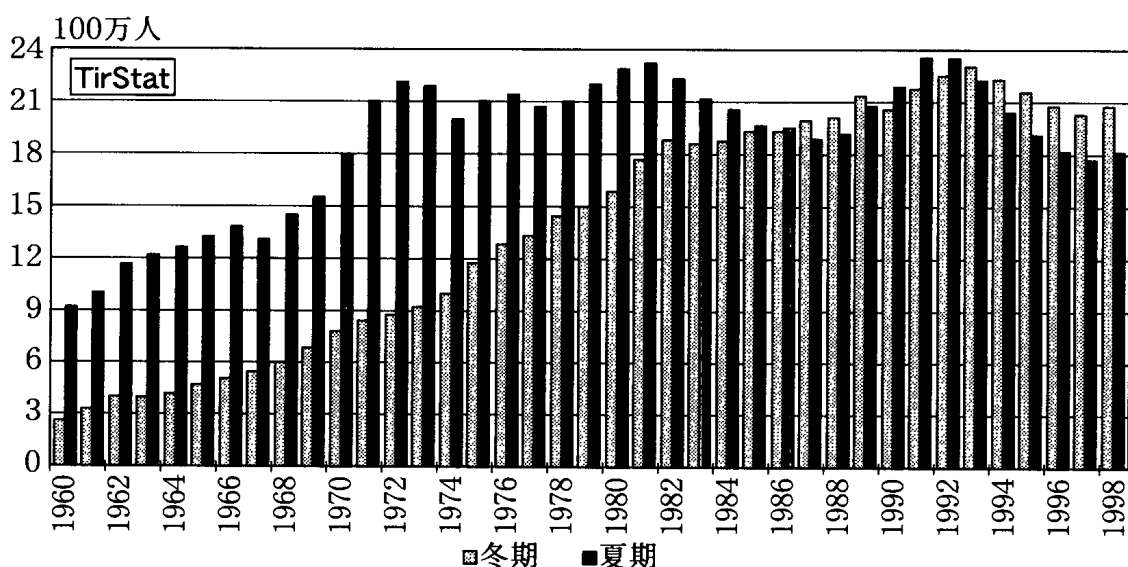
2-1 ティロール州における観光・保養者の動向

オーストリアは音楽の都と称されるウィーンのほか、ザルツブルク、インスブルックなどの歴史的・文化的観光都市、ハルシュタット Hallstatt, ツェルアムゼー Zell am See, ブレーゲンツ Bregenz などのアルプスの湖畔の保養都市、キッツビューエル Kitzbühel, マイヤーホフェン Mayerhofen, ゼルデン Sölden, ザンクトアントン St. Anton など夏のアルプスの登山・ハイキング・保養地、あるいはスキーリゾートなどにおいて、年間を通じて国外から多くの観光・保養者を集めている。

1997年のオーストリアにおける延べ宿泊者数は1億909万人であった。中でもティロール州は、延べ宿泊者数は約3,800万人、国全体の34.9%を占め、ウィーンを加えた9州の中で第1位となっており、オーストリアにおける最も重要な観光・保養地域である（Statistisches Jahrbuch für die Republik Österreich, 1998）。

夏・冬半期別に見ると、9州の中でティロール州は、夏半期（4月から9月）の宿泊者（延数）の割合が29.5%（1998年）であるのに対し、冬半期（10月から3月）は41.9%（1997/98年）と高い割合となる（注1）。これは、世界的に有名なキッツビューエルとザンクトアントンのスキー場、70年代以降大きく開発の進んだエッツタール、シュツバイタール、ツィラータールなど多くのスキーリゾートに、冬期休暇のみならず週末にもドイツなどからスキーヤーがやってくるためである。

ティロール州における宿泊者（延数）の推移を見てみると（図1）、1960年の夏半期は約900万人であったが、その後はほぼ順調に増大して1971年には約2100万人となった。10年間で約2倍、1000万人以上の増大をみた。その後は2000万人台を上下し、80年代には減少傾向となる。しかし、1989年の東・西ドイツ統一後は若干の増加に転じるが、1992年以降は再び減少し、1998年には1800万人まで減少した。一方、冬半期の宿泊者数は1960年には300万人に満たなかったが、それ以降はスキーの大衆化の影響を受けて急激



(Amt der Tiroler Landesregierungの“Der Tourismus im Sommerhalbjahr 1998”による)

図1 ティロール州における季節毎の宿泊者数の推移

に増大していき、1980年代中頃には2,000万人を越えて、夏半期のそれよりも大きな値となった。その後はおよそ2100万人台で推移している。

国別の宿泊者では、ドイツ人が最も高い値となっており、夏半期は1,075万人（全体の59.5%）、冬半期は1,309万人（63.2%）であって、冬の方が約230万人多くなっている。夏半期は次いでオランダ（7.2%）、スイス（4.5%）、フランス（4.1%）、イギリス（4.0%）、ベルギー（3.6%）と続き、冬半期はオランダ（11.5%）、ベルギー（3.3%）、イギリス（3.3%）、スイス（3.0%）、フランス（1.5%）の順となる。

2-2 ティロール州の観光の発達と地域変化

上述のように、ティロール州の観光・保養者は、1970・80年代まで急激な増大をみせた。それは宿泊施設・供給ベット数の拡大、観光施設、特にスキーリフトやロープウェイの新設・拡充などによるものであり、その結果、地域は大きく変化した。

表1は、1970年から97年までのティロール州のベット供給量の変化を示したものである。冬半期は約23万から35万ベット数へと増大し、夏半期は約29万から最大37万へと増大している。その内訳を見ると企業的宿泊業の供給量は冬・夏とも90年代初期まで増大しているが、その後は若干の減少を見せている。一方、個人の部屋貸しのベット数は、1981年をピークに減少し、1998年にはほぼ半減していることがわかる。それに代わって、個人経営の Ferienwohnung（休暇者用家具付きアパート）のベット供給量は毎年のように増大している。これは、農家を含めた個人の宿泊施設は、部屋貸しからアパート形式へと移行していることを示している。

1961年と1998年の延べ宿泊者の変化を地域（ゲマインデ）別にみてみよう（図2）。イン川に沿った夏の保養および観光地ではそれほど大きな変化

表1 ティロール州におけるベット供給数の変化

冬半期	合計	企業*1	個人	休暇用アパート*2	その他
69/70	227,241	135,021	92,220	—	—
79/80	338,015	192,522	126,275	10,902	8,316
80/81	349,171	196,521	128,325	15,941	8,384
81/82	354,512	197,944	127,338	19,270	9,960
82/83	361,909	203,058	129,073	20,362	9,416
83/84	363,349	207,891	123,755	22,045	9,658
84/85	357,721	206,676	117,270	24,312	9,463
85/86	348,997	203,410	110,754	26,352	8,481
86/87	351,985	207,506	107,850	27,628	9,001
87/88	352,649	208,467	104,292	30,361	9,529
88/89	354,842	212,193	102,716	30,798	9,135
89/90	348,802	209,342	94,303	35,958	9,199
90/91	353,845	210,482	92,888	40,713	9,762
91/92	355,781	209,686	90,880	45,408	9,807
92/93	357,307	211,847	85,542	48,986	10,932
93/94	356,358	209,899	82,516	52,710	11,233
94/95	354,801	209,137	79,493	55,496	10,675
95/96	354,412	210,296	76,342	57,428	10,346
96/97	352,191	208,027	74,385	58,894	10,885

夏半期	合計	企業	個人	休暇用アパート	その他
1970	286,002	155,320	130,682	—	—
1980	367,626	198,233	144,445	15,734	9,214
1981	372,033	198,169	145,123	19,397	9,344
1982	373,820	201,763	141,834	20,025	10,198
1983	377,453	206,350	138,672	21,445	10,986
1984	376,936	209,928	133,449	22,565	10,994
1985	375,946	209,347	129,901	25,311	11,387
1986	373,036	208,469	124,935	27,551	12,081
1987	372,938	210,074	121,833	28,758	12,273
1988	366,841	207,917	116,406	30,352	12,166
1989	371,229	211,682	114,980	32,555	12,012
1990	367,047	210,531	106,025	38,154	12,337
1991	367,928	211,357	102,774	41,727	12,070
1992	370,870	211,466	100,597	46,352	12,455
1993	367,886	211,298	94,266	49,159	13,163
1994	368,639	210,442	90,591	53,786	13,820
1995	365,456	209,234	86,445	56,399	13,378
1996	362,398	208,937	82,444	58,282	12,735
1997	358,549	205,415	79,488	59,873	13,773
1998	353,486	206,522	73,491	60,301	13,172

※1 ホテル, ガストハウスなどの企業的宿泊業

※2 Private Ferienwohnungen

(Amt der Tiroler Landesregierung の資料による)

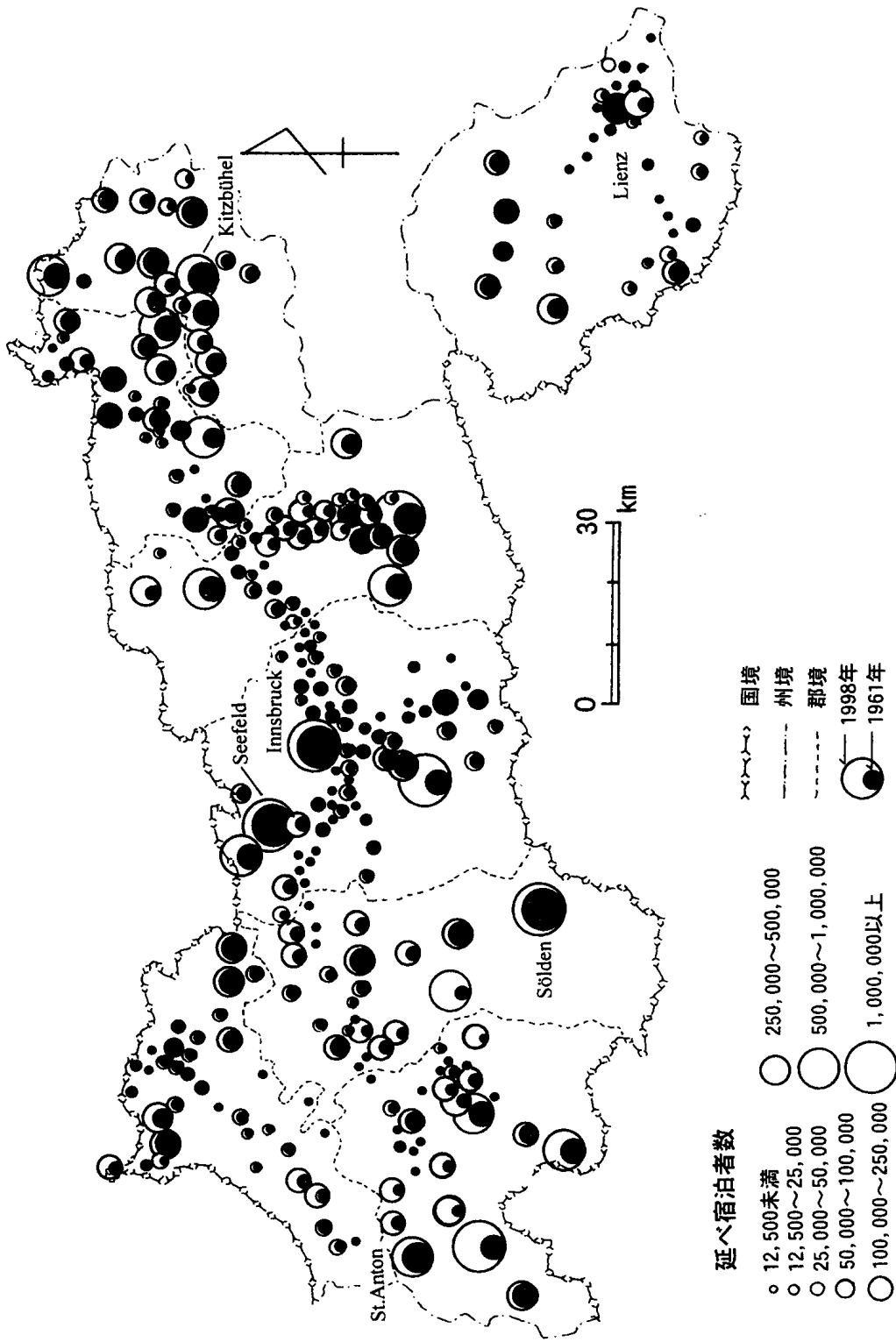


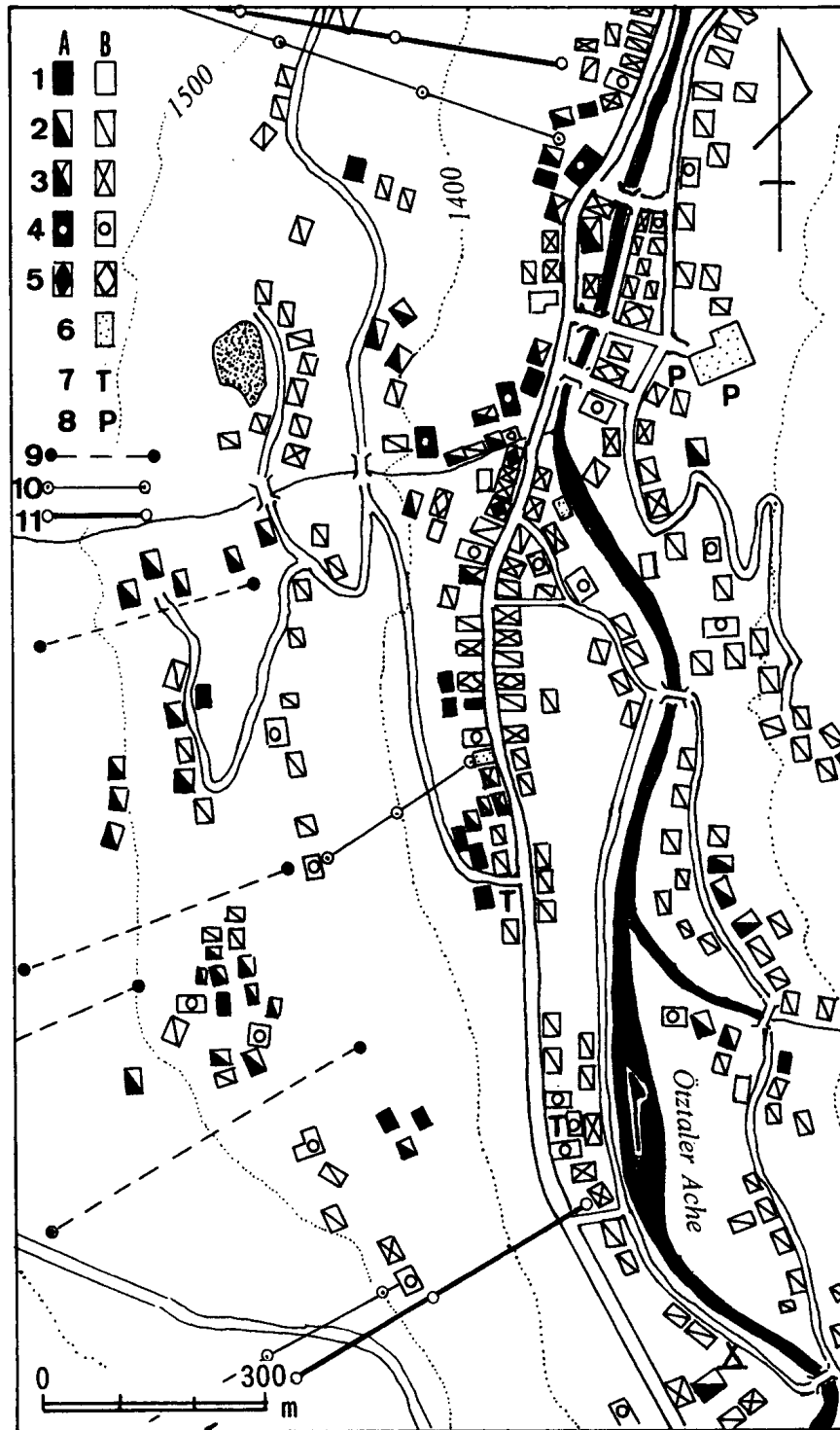
図2 ティロール州における延べ宿泊者数の変化

(Haimayer 1988, および Tirol 州政府資料により作成)

がみられなかったのに対し、増大の著しかったのは、パツナウタール、エッツタール、シュツバイタール、ティラータール、ブリクセンタール（キッツビューエル周辺）などスキー場開発が進んだ地域である。例えば、パツナウタールのイシグル Ishgl は、1961年には年間の延べ宿泊者数は10万人に満たなかったが、1998年には113万人となり、その85%の97万人は冬半期の宿泊者である。エッツタールのゼルデンでも、1998年には約200万人に増大しており、その75%は冬半期によるものである。さらに、ゼルデンの他、ピッツタールのザンクトレオンハルト St.Leonhard、シュツバイタールのノイシュティフト Neustift、ツィラータールのテックス Tux やマイヤーホーフェンなどの大きな宿泊者数の増大は、周辺のスキー場の拡大に加え、氷河スキーが開発されたことによるものと考えられる。

このようなスキー場開発による地域変化をエッツタールのスキーリゾートであるゼルデンで見てみたい。ゼルデンは標高1340m～1500mの谷底から斜面に集落が立地した山村であったが、1948年にスキーリフトが建設され、1966年にはロープウェイが建設されることによって大規模なスキー場開発が始まった。さらに1975年には氷河スキー場の開発も行われたことによって、集落では宿泊施設だけではなく、サービス業施設の建設が進んだ (Kureha 1995)。図3はゼルデン集落における中心地域の建物立地地図である。図の範囲の中で1950年までにみられたホテルは3件、部屋貸し農家・住宅は約30軒にすぎなかったが、その後のスキー観光開発に伴って、1985年までに、ホテルは約20軒、部屋貸し農家・住宅は約150軒も新築されている。その新築の建物は、U字谷の谷底地の採草・放牧地、ならびに斜面の採草地の転用によって建設された。

スキー客の通年化を図ることを目的として氷河上をスキー場とする開発が行われたのは、ティロール州では1969年のツィラータールのテックス



1. 農家, 2. 部屋貸し農家・民家, 3. 商店・飲食店経営かつ部屋貸し, 4. ホテル,
 5. 公共施設, 6. その他, 7. ガソリンスタンド, 8. 駐車場, 9. 索引リフト,
 10. リフト, 11. ロープウェー A. 1950年以前, B. 1950年以降

図3 ゼルデンの建物立地図

(「Atlas für Südtirol」より作図)

氷河が最初である。1973年にはシュツバイタールのシャイフェル Schayfel 氷河, 1975年にはエッツタールのラッテンバッハ Rattenbach 氷河にスキー場が開設され, さらに1978年にはエッツタールアルプスにおいて新たな氷河開発プロジェクト(カウナタールの Weißsee 氷河)が認可され, オープンした。氷河スキー場の開設には, 森林限界を越えた高山までの道路あるいはロープウェー, 高山におけるリフトやレストハウスの建設が必要となり, 高山・氷雪帯の自然や景観の破壊も進行していった。

3. 開発優先に対する批判とソフト・ツーリズム

3-1 観光開発のスパイラル構造とソフト・ツーリズム

観光地は来訪者がやってきて需要が増大すると, 宿泊施設, 観光施設が不足するようになる。それに対処するために, 新たな施設の建設などによって供給量を増大させる。さらなる需要の増大, それに対するさらなる供給の増大, あるいは需要の増大を図るための施設の改良・新設等々によって, 観光地は際限のない開発が進行していく。ホテル, スキー場, ロープウェー, リフト, 観光道路の建設が相次いだアルプスは, まさに観光開発のスパイラル構造そのものであった (Haßbacher 1991, Derflinger u.a.1996)。特に, アルプスでは, 今まで牧人と登山者など限られた人しか行くことのできなかった高山にまでロープウェーやリフト, ホテル, レストハウスが建設されたことにより, 雪と氷の高山・氷雪帯の自然景観, アルプのお花畑と放牧された家畜とが織りなす人文景観などが犠牲となった (Thierer & Hoh 1983, Dietmann 1985, Haßbacher 1986b)。高山帯に都市的景観が出現したところもあり, 多くのスキーヤーや観光者による喧騒が高山帯にもちこまれた。また, 通年にわたる多数のスキーヤーや夏の観光者が到来すること

によるゴミ・下水処理の問題のほか、スキー板に塗るワックス、ゲレンデ保守車両の油による氷河の汚染までもが問題となった (Mader 1997)。

このようなアルプスの観光開発の状況の中で、『景観を喰う。観光と保養地の景観—破壊か恵みか』と題する著書が、1975年にスイスの観光学者 Krippendorf (1975) によって出版された。景観を破壊したアルプスの観光開発を批判したこの書物を契機として、このような観光開発の是非が問われることになった。それは Jungk (1980) や Krippendorf (1982) によって概念づけられたソフト・ツーリズム (soft tourism, Sanfter Tourismus) に一つの解答をみいだそうとした (Kramer, 1983)。ソフト・ツーリズムは、ハード・ツーリズムと称されるようなホテル、スキー場、ロープウェー、リフト、観光道路の建設など機械・技術による観光開発とマス・ツーリズムによる弊害を回避し、地域の環境や景観に負荷を与えない観光を推進しようとするものである。この概念が生まれるとすぐに、ドイツアルプス協会 (DAV)・オーストリアアルプス協会 (OeAV) は、1980年から82年にかけて、ダム開発とスキー場開発計画がもちあがっていた東ティロールのフィルゲントール Virgental において、ソフト・ツーリズムを実現するための大きな試みを行っている (Haßbacher 1984, Rochlitz 1988a, Haßbacher 1989) (注2)。

さらに1984年、スイスのクアーChurで開催された「国際アルプス保護会議 (CIPRA)」では、アルプスのこれまでの観光開発は景観と住民の生活基盤を脅かしてきたとし、新しい開発戦略としてソフト・ツーリズムを導入することは、アルプスにおける生物、住民、そして訪問者にとって価値ある生活環境を将来にわたって維持していく一つのチャンスであるとみなした。そして CIPRA は、ソフト・ツーリズムを、「地元住民と訪問者が相互に理解し、訪問地域の文化的特徴を損なうことなく、できるだけ景観に害

を与えない一つの観光形態である」と定義した。また、「ソフト・ツーリズムの意味のもとでの訪問者は、その地域の既存の施設を共同で使用し、景観に新たな負荷を与える観光施設を放棄する」と記している（Rochlitz 1988a から引用した）。

1980年代後半には、ソフト・ツーリズムは単なるスローガンではなく一つの新しい観光理論あるいは新しい観光スタイルとして一般に認められるようになり（Danz 1985, Rochlitz 1988a, Mose 1989）、ソフト・ツーリズムをアルプス地域だけではなくヨーロッパの観光地・保養地にも普及させるための啓蒙書も出版されるようになった（Mäder 1985, Armanski 1986, Boedeker, A. u.a. 1992, Mose (Hrsg.) 1992, Schadach 1992）。そして、アルプスでは新規のスキー場開発の凍結、自動車の乗り入れ制限（フンク 1994）、宿泊ベット数の制限（横山, 1999）など実際に観光開発のスパイラル構造にストップをかけ、ソフト・ツーリズムを指向する動きが各地でみられるようになった（注3）。Ruhegebietの指定は、まさにその流れにそうものであった。

4. 新しい Ruhegebiet の概念とその導入

4-1 Ruhegebiet の概念

アルプス地域で指定されるようになった Ruhegebiet はいかなる概念をもち、いかなる理念のもとで指定されるようになったかを次に考察しよう。

ドイツ語の「Ruhe」には、静けさ、静寂、平穏、心の安らぎ、休息、休養、静養などの訳語が与えられている。「gebiet」は地域の意であるから、「Ruhegebiet」を「静寂地域」、「休息地域」、「休養地域」などと訳すことは可能であるが、しばらくは「Ruhegebiet」のままで論を進めたい。なお、

スイスやオーストリアのザルツブルク州などでは「Ruhezone」を使用する
場合があるが、同一語句と考えてよい。

さて、アルプス諸国において Ruhegebiet・Ruhezone の言葉が初めて使
用されたのは、1965年に計画立案されたドイツの空間整備「バイエルン・
アルプス計画 Bayerrischer Alpenplan」の中の一つの保護地帯として導入
されたことによる (Haßbacher 1991)。この計画では、

A地帯：開発地域（登山鉄道，リフト，スキーコースなど）

B地帯：移行地帯（許可されたもののみ州計画に基づいて開発。ただし
個々において空間整備と州計画の条件と矛盾しない限りにおいて。）

C地帯：Ruhezone(州計画に基づいて開発不許可；景観の優れた保養地
域の確保)

の3地帯区分がなされ、その中でC地帯は Ruhezone の名称が与えられて、
1972年以降スキーコースなどの観光開発が禁止された。しかし実際には、
その地帯のエコロジーが観光より優先されなかったために、自然的スポー
ツの発達によって希少動物や山地森林が脅かされていった (Rochlitz
1988b)。

オーストリアのティロール州では、1971年にティロール州空間整備審議
会の下部組織として設置された保養空間小委員会が、居住・経済空間を除
いた保養空間のゾーニングとして、自然・景観保護地域，近隣保養地域，
Ruhe・ハイキング地域，観光開発地域の地域を設けた際に、初めて Ru-
hegebiet の概念を導入した (Haßbacher 1991)。そしてそれは、「ティロー
ール州自然保護法 (1975年)」における一つの新しい保護地域のカテゴリーと
して位置づけられた。

「ティロール州自然保護法」の第11条に「Ruhegebiet」が定められている。
その条文を見ることによって Ruhegebiet の概要が理解できるので、以下

に記しておく。

§11 Ruhegebiet

(1) 州政府は、集約的に開発された集落の外側にあつて、騒音を発生させる営業、ロープウェー、牽引リフトそして公共交通のための道路が欠如し、かつ広く静かな地域が広がり、開放的な自然の中での保養に適している地域を、特に重要な保護地域として保全しようとする場合、あるいはそれが見込まれる場合に、Ruhegebietの指定を宣言することができる。

(2) Ruhegebietでは以下のことを禁止する。

a) 騒音を発生する経営設備；

b) 人を輸送するロープウェーと牽引リフト；

c) 公共交通道路の新設；

d) エンジン起動の飛行機の発着陸：但し、緊急時の野生動物の餌やり、救出、家畜の世話、避難小屋と山小屋の搬入・出、科学的目的、保安林の再生、雪崩止めや峡谷の基礎固め、ラジオ・テレビ等通信設備の保守、電線保守、並びに他の方法では不可能な事柄、等の枠組みの中でのヘリコプターの離発着を除く。

(3) 第1項に従って命令の中で、Ruhegebietの維持に必要な限りにおいて、Ruhegebietの全域あるいはその一部において、以下の事柄は特別の許可申請を義務づける：

a) 第2項のa・bに該当しない限りにおいて、設備のすべてあるいは決められた種類における建設、設置、取り付け。また、施設の外側が著しく変化される場合あるいは第1条1項に基づく自然保護の利益にふれる場合における施設の変更；

b) 第2項cに該当しない道路や道の新設、改修、移転；

c) 電圧36kVならびにそれ以上の空中ケーブルの送電線設備の設置；

d) 囲いをして耕作された土地以外の場所での土地の開削・埋め立て；

e) 発電所の使用

〈「ティロール州自然保護法」(公布：1991年3月31日)による〉

さて、第1項では地域指定の条件があげられているが、その重要な点は観光開発が未発達であり、保養に適した自然環境の存在である。第2項では指定地域での禁止事項があげられている。騒音を発生させる経営設備が禁止事項の第1番目にあげられているところに Ruhegebiet の大きな特徴を見いだしえる。この経営設備に関しての具体的な記載はないが、山小屋や料理を提供するアルム小屋などでの騒音を発生させる設備機器(注4)、あるいは工作機器などの稼働の禁止などが考えられる。d)は特にヘリコプターを使用したスキー客輸送を禁止したものである。なお、改正された「ティロール州自然保護法1997」では、「あらゆる著しい騒音の発生」が禁止事項に第2項に加えられている。Weber(1995)も指摘しているように、この地域では野外コンサートなどは当然禁止されるし、わが国の観光地で見られるような野外スピーカーから音楽を流す行為、携帯ラジオから音を出しながらのハイキングなども禁止される。第3項は、禁止ではないが許可が必要な事項があげられている。a)は例えば、山小屋などへの物資輸送用のケーブル、あるいは道標などがこれに該当するであろう。b)は農林道、登山道がこれに該当する。

その後、Ruhegebiet の考え方は、ティロール州だけではなくオーストリア全体の政策にも反映されるようになり、「オーストリア空間整備コンセプト1981」あるいは「オーストリア空間整備コンセプト1991」、「オーストリア観光会議の議決1980, 1989」においても Ruhegebiet の地域指定の必要性がうたわれている(Haßbacher 1991)。

さらにそれは、アルプス諸国にも広まっていった。まず、アルプス諸国の会議 Alpenkonvention の「空間計画と持続可能な開発」、「自然保護と景観保全」、「観光」に関するそれぞれの議定書の中で、Ruhegebiet の地域指定が定められるようになった (HaBlacher 1995)。例えば、議定書「自然保護と景観保全」では、「野生の動植物が他の利益より優先する保護・Ruhe 地帯の設置を支援する。この地帯では、種のタイプに応じた、スムーズな生態的行動に必要な静けさ (Ruhe) を保障し、生態的進行に合わないすべての利用目的を制限ないしは禁止することをめざす」と記されている。特にここでは、Ruhe のもつ「静か・静けさ」の意味が強調されている。また、議定書「観光」では、「協会当事者は、国家の定めに応じ、生態学的観点から観光開発を放棄する Ruhezone の指定の義務を負う」と記されており、観光経営関係者においても Ruhegebiet の地域指定の必要性が強調されている。

さて、Ruhegebiet は従来からの自然保護・景観保全の概念とは異なる点がみられる。すなわち、「自然保護地域」は原生の自然が残存する地域、あるいは希少生物などが生息している自然空間を保護するために設定された地域であり、「景観保全地域」は人間の生産・生活の場であっても自然に近い美しい景観を人間による破壊から守り、保養に供する場とすることに重点がおかれている。それに対して Ruhegebiet は、集中的に開発された観光地域・農業地域に隣接し、一般的には自然保護地域よりも広い面積が確保され、技術的な観光開発を放棄して、そこに生息する生き物の生活のために静かな環境を確保し、地域全体の生態学的な均衡機能を果たす地域である。また登山・ハイキング・散策など自然や景観に負荷を与えることの少ないソフト・ツーリズムのみ受け入れる保養地、さらに伝統的な山岳農業・アルム経営を持続することによって維持される地域固有の文化景観の保全

をも目的とした保全地域として位置づけられる。それはまた、地域の持続可能な観光の発展を意図するものでもある。

この Ruhegebiet の概念がヨーロッパで生まれ、実際に地域指定がなされている背景を考察してみよう。まず自然・景観保全の観点からみると、自然および二次的自然空間が急速に失われてきた現代において、従来の貴重・希少種を保護するという自然保護思想に加え、身近な自然的空間において人間とそこに生活している生物とが共生していかなければならないという環境意識の変化が生じたことがあげられる。その端緒は、1970年代中頃よりドイツを中心に身近かな田園空間におけるビオトープ（生物の生活地）の認識から始まり、その保護と再生が実践されるようになったことにある（横山 1989）。その目的は、従来からの農林業を営みながら、農耕地に隣接した生け垣・石垣・小川・森など既存のビオトープは保全し、あるいは一部分の農地を潰してその拡大・再生に努めることにある。そして、ビオトープを含めた身近な地域を新たに自然保護あるいは景観保全地域とすることは、単に生物の生活空間の保全と種の多様性の向上だけではなく、地下水涵養、水や大気の浄化、地形性気候（Geländeklima）の改善などそのトープ（場所）がもつ環境保全機能、あるいは生態的均衡機能が期待され、地域全体の生活環境が質的に向上されるのである。

こうした身近な自然的空間の保全と人間の生産・生活との共生の理念は、Ruhegebiet にも共通する。ハードな開発を禁止した Ruhegebiet は、開発で追われた動植物に対して静かな生活域を保全し、従来の農林業を維持するだけではなく、むしろ高地農業の生態的利点（注5）を巧みに活かすことによって、生物と人間とが共生する空間の持続的な保持を意図している。また、Ruhegebiet は集中的に開発されたスキーを中心とした観光開発地域に隣接しており、開発によって生じた生態的負荷の緩衝地域としても位置

づけられている。

観光の観点からみれば、戦後のヨーロッパにおけるマス・ツーリズムの発達と観光・保養地の急速な発達が環境に負荷を与え、景観を損ねているという批判から、環境にやさしいソフト・ツーリズムの考えが1980年代から芽生え、それが新しい観光スタイルとして国民に理解されてきた。そして、観光・保養地域の自然や景観、伝統的な地域の社会や文化を損なわずに保養していこうとするソフト・ツーリストが現れたが、ハイキング・登山、歩くスキーツアーなど環境に負荷の少ない観光・保養者のみを受け入れようとする Ruhegebiet は、そのツーリストの目的にかなった保養地域であるのだと言える (図4)。

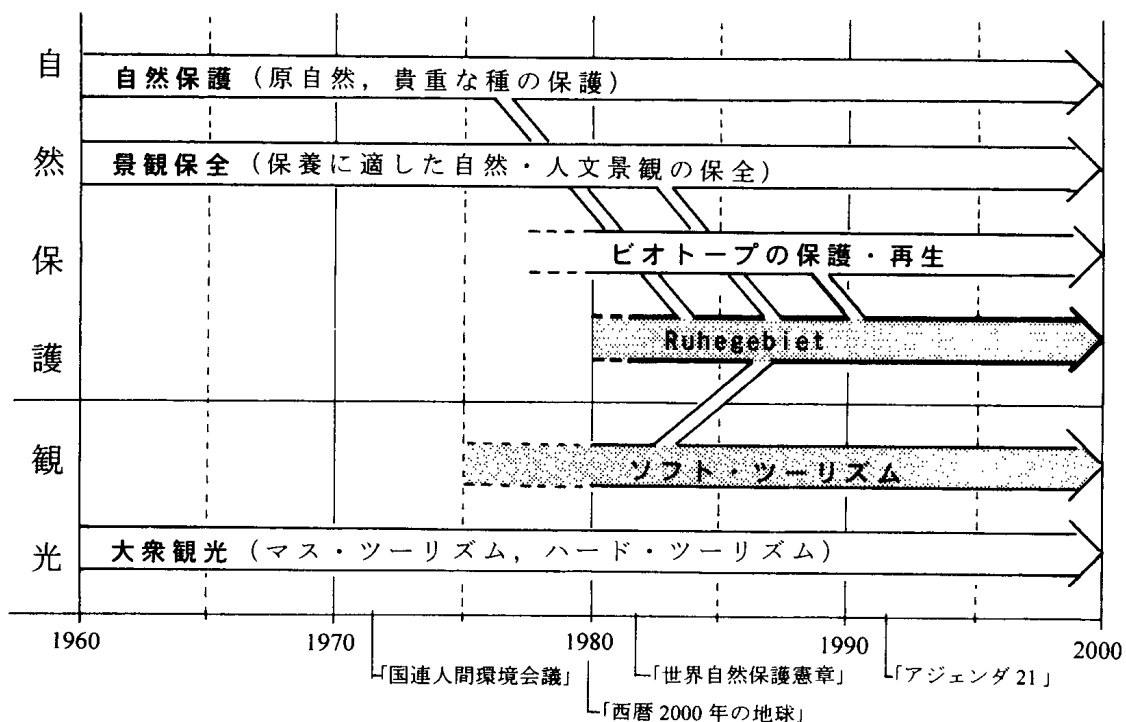


図4 自然保護と観光の流れ (横山作図)

4-2 ティロール州における Ruhegebiet の地域指定

オーストリアでは1965年頃から1970年代までがスキー場の規模拡大の著

しい時期であった (Kureha 1995)。すでに述べたように、通年のスキー場経営が可能となる氷河スキー場開発も進められたが、氷河スキー場の開設に伴って生ずる高山・氷雪帯の自然や景観の破壊は、大きな問題であった。

それでもなお1978年には、エッツタールアルプスにおいて新たな氷河開発プロジェクト (カウナタールの Weißsee 氷河) が認可された。これを契機に、1979年、これ以上の氷河スキー場あるいは一般のスキー場建設の開発を阻止し、自然に近いアルプス空間を保全しようとする動きが大きくなり、OeAV は「ティロール州自然保護法」に基づいて、開発地に隣接したエッツタールアルプスの一部 (215km²) を Ruhegebiet として保全するように提議した。地元や議会では、境界設定に激しい議論があったが、1981年ティロール州政府は、エッツタールに州で最初の Ruhegebiet の指定を決定した (Haßbacher 1991)。

その後は、1983年にシュツバイアルプスの一部とカルクコーゲル山地、1988年にはイン川の北方のカールバンデル山地の2地域、さらに1991年にはツィラータールアルプスのツィラータール主稜線 Zillertal-Hauptkamm 地域、およびレヒタールアルプスのムッターコプフ Mutterkopf 地域が Ruhegebiet として順次指定されていった (図5)。1991年までに、ティロール州の Ruhegebiet は7地域、1,307.4km²となり、その面積はティロール州の10.3%におよぶようになった (Haßbacher 1991)。OeAV は、ツィラータールにおいてさらに3地域を Ruhegebiet として指定するよう要求しているが、1999年現在、新たな指定はされていない。

このような Ruhegebiet の指定に対し、地元はいかなる対応をしたのであろうか。ムッターコプフ地域における Ruhegebiet の指定の際には、地元イムスト Imst の住民投票の結果が尊重されている。その賛否を問う住民投票では、投票者の59%が指定に賛成であった (Haßbacher 1991)。また、

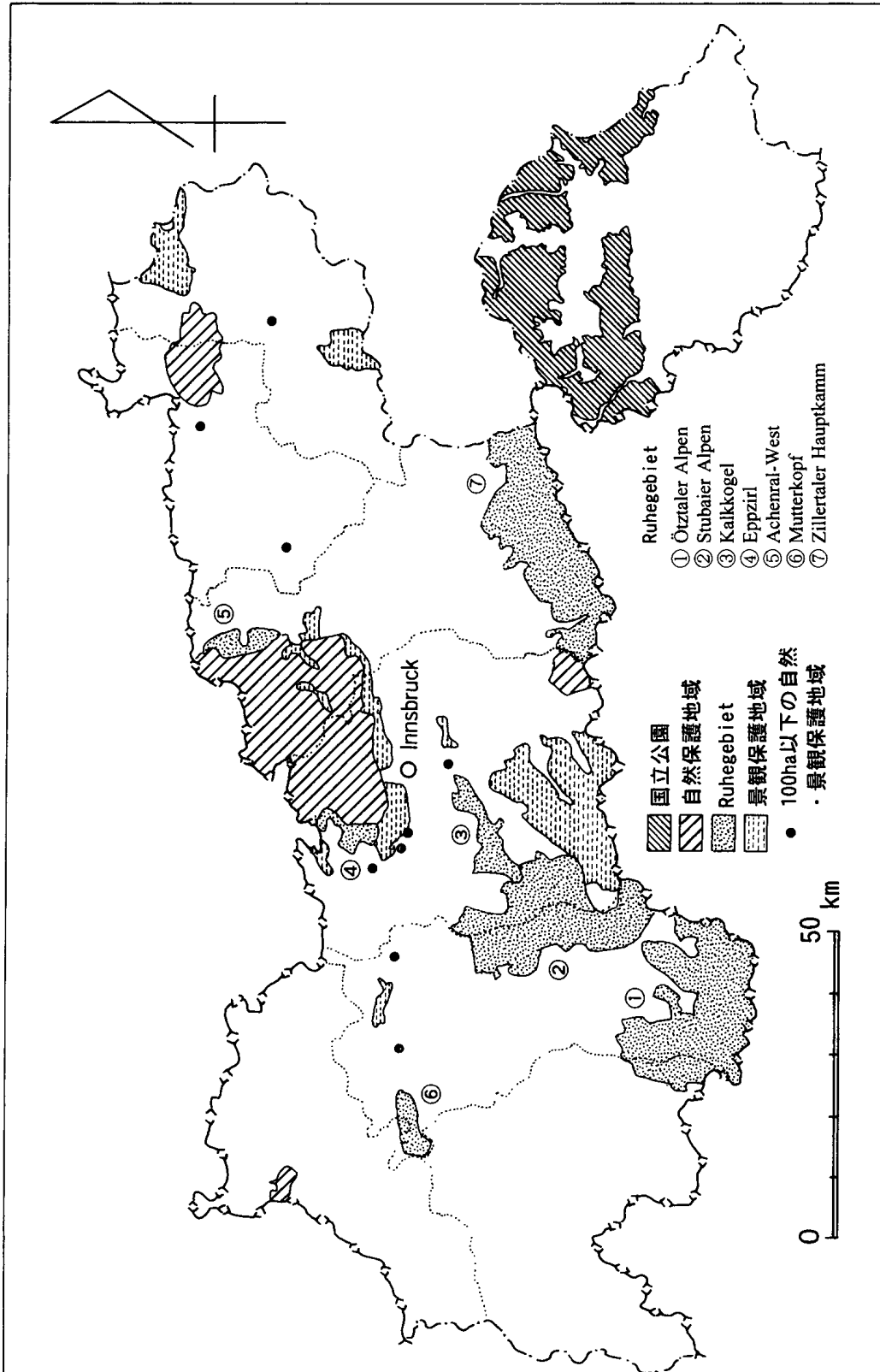


図5 ティロール州の自然保護地域等の分布 (ティロール州環境保護局の資料より作図)

OeAV の空間計画部会は、1988年から89年の冬に、Ruhegebiet に関する13の村長にアンケート調査をした。その結果、村長の3分の2は、自然に近い Ruhegebiet は将来に向けた休暇旅行選択に大きな重要性をもつであろうと回答し、4分の1の村では Ruhegebiet の拡大を計画していると答えるなど、総合的には肯定的回答であった(HaBlacher 1991)。さらに、後述するツィラータール主稜線地域では、指定後の1995年にインスブルック大学の学生による地域住民に対するアンケート調査が行われたが、「Ruhegebiet はこの地域に来る観光者の刺激となるか？」との問に対し58%が「はい」、約25%「どちらかと言えばはい」と答え、「Ruhegebiet はツィラータールには不必要か？」という問では、回答者の69%が「いいえ」と答え、「Ruhegebiet はこの地域の観光の発展の妨げとなるか？」との問では57%が「いいえ」、25%が「どちらかといえばいいえ」と回答するなど、この地域においても Ruhegebiet は肯定的に受け入れられているとみなされている (Ingrid, S.u.a. 1995)。

5. ツィラータールにおける Ruhegebiet とその管理

5-1 ツィラータールにおける Ruhegebiet の指定

ツィラータールにはマイヤーホーフエンやツェルアムツェラーのような古くからの登山基地・保養地のほか、新興の保養地が多数あり、1998年の夏半期には約226万人、冬半期は約286万人の延べ宿泊者を数える程、多くの保養客・スキーヤーを集め発展してきた。すでに1969年にはトックサー氷河に氷河スキー場が開設されるなど、ツィラータールはスキー場開発が集中した。とりわけ1980年代は、ティロール州の中で最もダイナミックにスキー客輸送施設（リフト・ロープウェイ）の新設・増設が進んだ地域で

あった (HaBlacher 1995)。

さらに当時、シュレックアイス Schlegeis 氷河のスキー場開発計画、トゥクサー氷河スキー場の南東側のツァムサーグルンド Zamser Grund への拡張計画、ツァムサーグルンドの谷頭の峠を抜けてイタリア側へ通じる道路の計画、あるいはツィラーグルンド Ziller Grund のベーレンバード Bärenbad からフンデゥスケール Hundskehl 峠を越えて南ティロール(イタリア)へ抜ける道路計画などが立案されていた。

しかしながら、ツィラータールのこのようなスパイラル的観光開発計画に対して、アルプスの自然保護・景観保全の立場から反対の動きが生れてきた。やがてそれは、大規模なスキー場開発が行われていないツィラータール主稜線一帯の保護運動へと進み、OeAV ツィラータール支部が中心となって、1981年の州政府の空間整備計画の中で計画されていた Ruhegebiet “ツィラータール主稜線”を、早急に実現させるために、1983年にティロール州に申請を行った。しかしながら、開発推進者の抵抗、あるいは農業経営の制限を恐れた農民の不安などにあい、指定への進展はしなかった。その間も氷河スキー場開発計画は燻り続けていたが、一方では OeAV の根強い運動が継続されていた。1989年、OeAV が Ruhegebiet “ツィラータール主稜線” の計画立案の調査結果をティロール州政府の環境保護局に委ねたことによって、ようやく実現に向けて動き出し、1991年6月に Ruhegebiet の指定が決定した (Paul 1995)。

Ruhegebiet “ツィラータール主稜線” は (図6)、ツィラータール・アルプスの南東部を占め、ブランドベルク Brandberg, フィンケンベルク Finckenberg, マイヤーホーフエンの3つの村 (Gemeinde) にまたがった372 km² (福岡市より若干広い) の面積をもつ。イタリアとの国境線をなす主稜線には標高3,200~3,500mの峰々が連なり、カールには大きな氷河が抱か

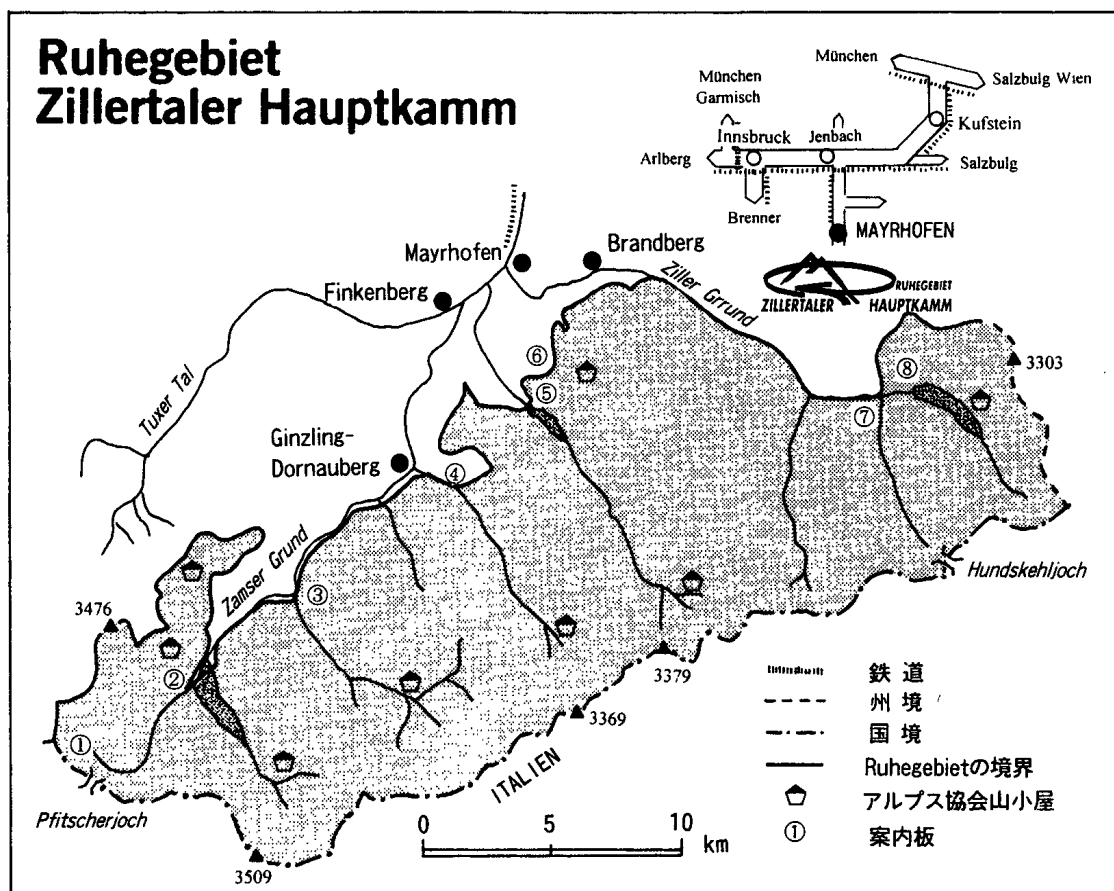


図6 Ruhegebiet “ツィラータール主稜線” の概念図

(Alpine Raumordnung, Nr.11 39頁の図より作図)

れている。ツィル川の側谷には3つの発電・治水用ダムが築かれており、特にダム湖のシュレックアイス湖周辺は日帰り観光の目的地となっている。また、DAVおよびOeAVの山小屋が9つあり、その他にも飲食を提供する民間の山小屋、アルム小屋が数軒ある。このRuhegebiet全体の来訪者は、年間約20万人である（Ruhegebiet管理事務所での聞き取りによる）。

Ruhegebietに隣接した地域には、U字谷の肩に立地したブランドベルクの集落、ツィラーグランドのU字谷底に立地したいくつかの小集落、ツァムザーグランドに位置し、登山基地として150年の歴史をもつギンツリンク Ginzingおよびドルナウベルク Dornauberg 集落などがあり、農家および個人が民宿や Gasthaus・Gasthof（レストラン兼宿屋）を営み、保養者・

登山者を受け入れている。

5-2 Ruhegebiet “ツィラータール主稜線” の保全・管理

指定後の1993年、Ruhegebiet の保全に関する活動を調整する事務局がOeAV ツィラータール支部に置かれ、1名の専従の担当者（Betreuer）をおいた（注6）。また、その保全・管理を審議する委員会が組織され、州議会の自然保護委員長のもとに、関係する3村長（ブランドベルク、フィンケンベルク、マイヤーホーフエン）、ギンツリンク地区代表、OeAV 現地責任者、州政府の環境保護局の責任者が委員となったが、すぐに個々のプロジェクトに関与する地元民を委員会に参加させた（Fischer 1995）。

管理・運営活動、個々のプロジェクトについては、最初の担当者となったFischer（1995）の報告に詳しいので、以下列挙してみよう。

① Ruhegebiet の案内表示板の作成と設置：Ruhegebiet の境界部を示す案内板（写真1）を観光協会が作り、その設置は地元民が行った。

② ツィラーグルンドにおける交通の制限：マイヤーホーフエンからツィラーグルンドの谷間を通り、ダム湖までの道路を有料とし（注7）、かつマイカーは1日100台とする入込み制限をした。またブランドベルクの村長のアイデアによって、路線バスを運行し、バスの乗客には20シリングの「環境ボーナス券」（写真2）を配布することによって、マイカーから公共交通への転換を促した。「環境ボーナス券」はツィラーグルンドにある7つのGasthof や山小屋でのみ使用できる。

③ ギンツリンクのテーマ道の整備：ギンツリンク集落の南北端を結ぶ既存のハイキング道を整備し、村の歴史などを記した案内板を設置した。主に営林署員が道の補修を行い、地元住民が解説文や写真・レイアウトを担当した。また、観光者のために道案内の小冊子も作成したが、それは地



写真1. Ruhegebiet の境界を示す案内板 (Föllenbergkar) (1999.8.8)

N^o 8306


ZILLERTALER HAUPTKAMM

ZVB

Umweltbonus Zillergrund

öS **20.-**

Mit diesem Ticket haben Sie 20,- für Ihre Jause schon bezahlt!
Diesen Gutschein können Sie in folgenden Hütten und Gasthöfen im Zillergrund einlösen:
Plauener Hütte, Gh. Bärenbad, Bärenbadalm, Kainzenhütten-Alm, Gh. „In der Au“, Gh. Häusling, Alpen-Gasthaus Klaus Hof, Gh. Alm Stüberl.

写真2. ツィラーグランド路線バスの「環境ボーナス券」

元住民にとっても村の再発見の効果があった。

④広報誌の発行：Ruhegebiet の案内、ニュースなどを掲載した広報誌を年2回ほど発行し、地方新聞の折り込みとして、各家庭に配布している。

Fiscsher の報告以後もハイキング道の整備や新設、指揮台のような大型の Ruhegebiet 案内板の設置など活動は継続されている。また、1997年の夏からは Ginzling 集落にあった古い小学校の校舎を利用して Ruhegebiet の展示場が開設され、この地域を訪問する観光・保養者への Ruhegebiet に関する案内・普及の任務を携わることとなった。この展示場が主催となって、講演会、写真展、コンサート、ハイキングなどが催されている。この施設は、夏期約3ヶ月間だけの開館ではあるが、1997年は2,600人、98年は3,600人と入場者は増加している。

また新しいプロジェクトとして、Ruhegebiet の指定を契機にソフト・ツーリズムを指向した観光政策をとっているブランドベルクにおいて、伝統的な山地斜面の採草地 (Bergmähder) と石積み境界などの文化景観を保全することに加え、草刈り体験者を募集する試みも始まった。

さらに Ruhegebiet にあるアルプス協会の山小屋は、ソフト・ツーリズムの模範となるよう、山小屋のゴミ処理、エネルギーなどの環境問題に積極的な取り組みを始めた。その一つは、Gams 小屋のように、騒音を発生するディーゼル発電機から太陽光発電への切り替えである。

Ruhegebiet の計画から指定までの10年間、Ruhegebiet に対する地元民の理解は十分に得られなかったが、指定後の今日では、これらの管理活動には、多くの地元民や営林署・観光連盟などの組織が加わっており、地元が主体となって Ruhegebiet の管理・運営がなされている。このような下からの、すなわち地元住民からのアイディアや実践活動は、地域づくりや保護活動にとって極めて重要なことである。

以上のように、Ruhegebiet “ツィラータール主稜線”は、ティロール州の他の Ruhegebiet よりも地元民が中心となって保護・管理活動を進めており、他の Ruhegebiet の保護活動の模範となっている。また、ツィラータール観光協会の観光案内冊子に Ruhegebiet の解説が載るようになり、キヨスクでも手に入れることのできる Mayr 社の観光・登山地図にも Ruhegebiet “ツィラータール主稜線”の指定範囲が記入されるようになったことなどから、多くの訪問者に Ruhegebiet の理念・目的が理解され、それが受け入れられているものと思われる。そのことは、ツィラーグルンドの有料道路には毎日ほぼ制限台数のマイカー入り込み、路線バスも1998年には5,300人の利用者があるなど、お金を支払っても静かな環境と美しい景観を求めるソフト・ツーリストがいるということにその一端が現れている。

6. 結 び

これまで述べてきたように、ヨーロッパにおいてソフト・ツーリズムという観光スタイルが一般に受け入れられて定着し、アルプスにおいて Ruhegebiet が指定され、ソフト・ツーリストを受け入れている。その背景には、ヨーロッパにおける近年の環境問題に対する意識変化を見逃すことはできない。今日の大量消費社会による環境破壊は、市民自らが環境の破壊者であるとともに被害者であり、その破壊は、狭い地域社会だけではなく、国境を越え、グローバルなスケールにおよぶという構図をもつ。したがって、その解決には一人一人の自覚において、発生の源を押さえ、自分を含めた不特定多数への被害を軽減させていく努力をしていかねばならない。このような環境問題への認識は、1972年のストックホルムで開催された「国連人間環境会議」以後、ヨーロッパで高まり、その実践のための教育・啓

蒙活動が活発になり、国や地方の政策にも反映されるようになった。日常生活だけではなく観光・保養地においても、環境に責任のある行動をとるべきであるとしたソフト・ツーリズムは、まさにそうした流れの中で生まれたものである (Hamele 1988, Härle 1991)。

そしてそれを指向するソフト・ツーリストは、クリッペンドルフの言う批判的消費観光者 (Krippendorf 1986) であって、環境と社会に対する責任を認識し (Hamale 1990)、モラル・教養の高い人達である (Johnes 1987)。だからこそ、Ruhegebiet において騒音を出さないで静かにすると言うモラルが受け入れられ、ツィラータールの Ruhegebiet でみたごとく、料金を支払ってまで静かな環境で保養を求める人達が生まれてきたのである。

Hamele (1990) の報告によれば、アルプス地域を保養目的とするドイツ人約400万人の内、約100万人は潜在的なソフト・ツーリストだという。環境保護意識の高いドイツ人保養者の多いティロール州では、この点からも Ruhegebiet を維持・拡大し、ソフト・ツーリズムを推進していくことは、ティロール州の観光の持続性において一つの意義があると考えられる。

これまで述べてきたことを総括すれば、Ruhegebiet は、保養に適した美しい自然景観・人文景観をもつ地域において、機械・技術によるハードな開発を放棄し、静かな環境を保全することによって、そこに生活している生き物、開発地を追われた生き物のための安息の場、静けさと心の安らぎを求めるわれわれ人間の休息・保養の場、そして伝統的な地域文化と地域社会を持続していく場であると言える。

ドイツ語の「Ruhegebiet」は、英語では quiet zone と訳されている (Barker 1982, 1994)。英語の quiet は「静かさ」、「静寂」、「平静」などの意味合いが大きいですが、ドイツ語の Ruhe は、その同系語が「Rast・Ruste」(相良守峯『大独和辞典』博友社)であることを考えると、「静かさ」、「静

寂」,「平静」に加え「休息」,「休養」,「保養」などの意味も含まれる。したがって,「Ruhegebiet」はドイツ語の「Ruhe」のもつ意味合いをすべて含んだ地域と解釈すべきであると考え。それを,強いて日本語に置き換えるならば,「静かな保養地域」となる。

注1: ティロール州における観光統計は, Amt der Tiroler Landesregierung が半年ごとに発行している“Der Tourismus im Sommerhalbjahr”および“Der Tourismus im Winterhalbjahr”の各年度版を使用した。

注2: 例えば, 技術を使わない観光の宣伝, フィルゲントールでのハイキングの企画, 自然保護研究報告会の開催などが行われたが, ソフト・ツーリズムの試みは, 地域住民に十分理解されなかったために実際には失敗に終わった (Rochliyz 1988a)。しかし, 1990年代にはその経験が生かされ, ハードなスキー場・ダム開発を放棄し, 村の一部がホーエ・タウエルン国立公園の指定を受けたことによって, 村はソフト・ツーリズムを指向した村づくりを行っている。このことに関しては, 別稿で詳しく論じたい。

注3: ヨーロッパにおけるソフト・ツーリズムの展開に関しては, 拙著 (1997) で詳しく論じたので, 参照されたい。

注4: 現況では山小屋でのディーゼルエンジンによる自家発電装置の使用が許されているが, 将来的にはソフトなエネルギーへの転換が必要となる。一部の山小屋・アルム小屋では自家水力発電がなされている。

注5: 長い伝統をもつアルム農業は, 高山草地での放牧あるいは刈り取りをすることで草の茎の成長が制限される。そのことが雪崩の発生を押さえる役割をしている (“SEYDLITZ: Geographie Fur Sekundarstufe 1,” 1983による)。また, 高山草地 (Bergmähder) は2~3年に一度の刈り取りのため, 多種の草本類と生物が生活し, 生態的にも景観的にも価値があるという。 (“Laß dir erzählen Bergmadherweg Brabdberg”の冊子による)

注6: Höpperger (1999) の調査によれば, 1997年度に管理事務所の人件費等の経費は474,769シリングであったが, これはOeAVが全額負担した。

注7: この道路はTKW (ティロール電力株) が建設したものであるが, 現在は州営林署, TKW, 農民, 行政機関のマイヤーホヘンとブランドベルクが共同で管理し, 公の通行が許される私道となっている。

〈参考文献〉

- フंक, カロリン (1994) : Soft Touris のコンセプトとその実現。松山大学論集, 47 巻 5 号, 90~113。
- 横山秀司 (1989) : 西ドイツ農村におけるビオトープの保護・再生。地理, 34巻 8 号, 128~133。
- 横山秀司 (1997) : ヨーロッパにおけるグリーン・ツーリズムの展開について。商経論叢, 37巻 4 号, 153~174。
- 横山秀司 (1999) : 環境と観光—ソフト・ツーリズムとグリーン・ツーリズム。地理 8 月号増刊「現代世界をどう教えるか1999」137-140。
- Armanski, C. u.a. (1986) : Reisebriefe —Sanfter Tourismus— ein Schlagwort mehr ?, *Schriften zur Tourismuskritik* B.17/18, 87S.
- Barker, M.L. (1982) : Traditional landscape and mass tourism in the Alps. *Geographical Review* 72-4, 395~415。
- Barker, M.L. (1994) : Strategic tourism planning and limits to growth in the Alps. *Tourism Recreation Research* 19-2, 43~49。
- Boedeker, D. u.a. (1992) : *Sanfter Tourismus in Schleswig-Holstein*. Argument (Kiel), 32S.
- Derflinger, M. u.a. (1996) : *Vernetzungen-Geographie (Wirtschaftsgeographie)* B.3. Trauner Schulbuch Verlag, Linz.
- Dietmann, T. (1985) : Ökologische Schäden durch Massenskisport. *Jahrbuch des Verrein zum Schutz der Bergwelt* 50, 107~159。
- Fischer, G. (1995) : Ruhegebietskoordination “Zillertaler Hauptkamm” —Ein Projekt zeigt neue Wege im Naturschutz. *Alpine Raumordnung* Nr.11, 41~49。
- Hamele, H. (1988) : Tourismus mit Einsicht —Ansätze für einen “sanften Tourismus”. *Freizeitpädagogik* 10, H.3-4, 116~123。
- Hamele, H. (1990) : Das sanfte Potential bei den bundesdeutschen Alpenurlaubern. *Oesterreichischer Alpenverein Mitteilungen*, 4/90, p.9~10。
- Härle, J. (1991) : Freizeit und Umwelt. Schäden —Schadensverringerng— Beiträge der Schule. *Praxis Geographie* 21, H.3, 6~13。
- Haßlacher, P. (1984) : *Sanfter Tourismus —Virgental*. Oesterreichischer Alpenverein, Innsbruck, 48S.
- Haßlacher, P. (1986) : Übererschließung der Hochgebirgsregionen. *Praxis Geographie* H.3/86, 20~26。
- Haßlacher, P. (1989) : Sanfter Tourismus Virgental 1980-1989. —Erfahrungen und Konsequenzen. *Alpine Raumordnung* Nr.3, 25~38。
- Haßlacher, P. (1991) : Ruhegebiete als Instrumente der alpinen Raumordnungs-

- politik. Realisierungsansätze in Österreich. *Alpine Raumordnung* Nr.5, 15~30.
- Haßbacher, P. (1995) : Probleme und Lösungsansätze der alpinen Raumordnung — dargestellt am Beispiel des Zillertales. *Alpine Raumordnung* Nr.11, 9~18.
- Höpperger, J. (1999) : Schutzgebietsbetreuung. Möglichkeiten und Chancen für die Regionalentwicklung dargestellt anhand zweier Beispiele aus der Praxis: Ruhegebiet Zillertaler Hauptkamm und Naturpark Rieserferner-Ahrn. Diplomarbeit an der Universität Innsbruck, 111S.
- Ingrid, S. u.a. (1995) : Umfrage zur Akzeptanz des Ruhegebietes "Zillertaler Hauptkamm". *Alpine Raumordnung* Nr.11, 51~69.
- Jungk, R. (1980) : Wieviel Touristen pro Hektar Strand ? *GEO*, H.10, 154~156.
- Johnes, A.. (1980) : Green tourism. *Tourism Management* 8, 354~356.
- Kramer, D. (1983) : *Der sanfte Tourismus. Umwelt-und sozialverträglicher Tourismus in den Alpen*. Österreichischer Bundesverlag Wien, 189S.
- Krippendorf, J. (1975) : *Die Landschaftsfresser, Tourismus und Erholungslandschaft — Verderben oder Segen?* Hallwag Verlag Bern, 160S.
- Krippendorf, J. (1982) : Towards new tourism policies. The importance of environmental and sociocultural factors. *Tourism Management* 3, 135~148.
- Krippendorf, J. (1986) : The new tourist turning point for leisure and travel. *Tourism Management* 7, 131~135.
- Kureha, M. (1995) : Wintersportgebiete in Österreich und Japan. *Innsbrucker Geographische Studien* B.24, 188S.
- Mader, C. (1997) : Tourismusland Tirol: "Um Berge besser!". *Praxis Geographie* 3/97, 22~27.
- Mäder, U. (1985) : *Sanfter Tourismus: Alibi oder Chance ?* Arbeitskreis Tourismus und Entwicklung rotpunktverlag, 223S.
- Mose, I. (1989) : Sanfter Tourismus — Alternative der Tourismusentwicklung. *Alpine Raumordnung* Nr.3, 9~23.
- Mose, I. (1992) : *Sanfter Tourismus konkret. Zu einem neuen Verhältnis von Fremdenverkehr, Umwelt und Region*. Bibliotheks- und Informationssystem der Universität Oldenburg, 200S.
- Paul S. (1995) : Ruhegebiet "Zillertaler Hauptkamm" Glanzlicht in den Naturschutzarbeit der OeAV-Sektion Zillertal. *Alpine Raumordnung* Nr.11, 29~31.
- Rochlitz, K-H. (1988a) : Sanfter Tourismus im Alpenraum. *Geographische Rundschau* 40, H.6, 14~19.
- Rochlitz, K-H. (1988b) : Sanfter Tourismus. Entwicklungsfaktor für den ländlichen Raum in den Alpen ? *Innsbrucker Geographische Studien* 16, 233-244.
- Schadach, V. (1992) : *Sanfter Tourismus im National-und Naturpark Harz*. Studio

Volkker Schadach, Goslar, 103S.

Thierer, M. & E. Hoh (1983) : Skipisten gefährden die alpine Gebirgslandschaft.
Praxis Geographie H.12, 36~43。

Weber, K. (1995) : Das Ruhegebiet “Zillertaler Hauptkamm” —eine naturschutzpolitische Bewertung. *Alpine Raumordnung* Nr.11, 71~76。

〈謝辞〉

本研究は、平成11年度九州産業大学短期国外研修（オーストリア）における研究成果の一部である。研修の機会を与えてくれた九州産業大学の関係者の皆様に対して感謝の意を表します。また、受け入れ先のインスブルック大学講師ならびにインスブルック大学余暇・観光研究所所長である Dr.Peter Haimayer 氏からは研究に対する多くの示唆をいただいた。さらにオーストリア・アルプス協会の Mag. Peter HaBlacher 氏, Josef Essel 氏, Ruhegebiet “Zillertaler Hauptkamm” の担当者である Mag. Josef Ascher 氏には資料の収集等でお世話になった。心よりお礼を申し上げます。